

特別定額給付金のご案内

令和2年4月27日現在で、住民基本台帳に記録されている方が給付の対象となります。

支給額

お一人、10万円を給付します。

申請方法

- 申請書は、大阪市より郵送します。
- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに返送してください。

【※留意事項】

- ・世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- ・口座をお持ちでない方については、別途、事務局よりご案内いたしますので申請書にチェックしてください。

受給には住民登録が必要です。

住居が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方でも、住民登録することで受け取ることができます。

- ◆大阪市で住民登録していない場合、住民登録のある市区町村にご相談ください。
- ◆いずれの市区町村にも住民登録がない場合、現に居住している市区町村において、住民登録を行ってください。

ご相談・お問い合わせ

TEL

0570-000238

※一部050IP電話からは発信できない場合があります

大阪市特別定額給付金事務局

※7月末まで 月曜日～金曜日 9時～20時(祝日除く)
8月以降 月曜日～金曜日 9時～17時30分(祝日除く)
(8月末までは土曜日・日曜日・祝日9時～17時30分)

